

## 匠瑳市市民憲章制定スケジュール（案）

### 【平成20年7月】

#### ○第1回匠瑳市市民憲章検討委員会の開催

第1回匠瑳市市民憲章検討委員会を開催する。

- ・委嘱書の交付
- ・委員長及び副委員長の選出
- ・市民憲章制定要領（案）について
- ・市民憲章制定スケジュール（案）について
- ・市民憲章文案募集要領（案）について
- ・その他

### 【8月】

#### ○市民憲章文案の募集

広報そうさ8月号及びホームページにより市民憲章の文案を広く市民から募集する。募集期間は8月1日～8月31日の1か月間とする。応募は1人何点でも可とする。

応募方法は、匠瑳市役所企画課企画調整班あてに、郵送、Eメール、FAX又は持参するか、主な公共施設に設置する応募箱への投函によるものとする。

主な公共施設は、市役所本庁舎、野栄総合支所、市民ふれあいセンター、八日市場公民館、ふれあいパーク八日市場とする。

### 【9月～10月】

#### ○第2～3回匠瑳市市民憲章検討委員会の開催

第2～3回匠瑳市市民憲章検討委員会を開催する。

市民から応募された市民憲章の文案をたたき台として検討し、第3回検討委員会までに最終的な市民憲章に近い形態（市民憲章の素案）として整理する。

### 【11月】

#### ○パブリックコメントの実施

ホームページにより市民憲章素案を掲載、周知するとともに、パブリックコメントを実施して市民から意見を募集する。パブリックコメント実施期間は11月1日～11月20日の20日間とする。

## 【12月】

### ○第4回匝瑳市市民憲章検討委員会の開催

パブリックコメントを実施した後、第4回匝瑳市市民憲章検討委員会を開催する。

パブリックコメントにかかる市民の意見をふまえ、市民憲章(案)をまとめ、検討委員会による検討を終了する。

### ○市長報告

匝瑳市市民憲章検討委員会における検討結果を市長に報告する。

## 【平成21年1月】

### ○庁議決定

匝瑳市市民憲章検討委員会における検討結果について、庁議を開催し、庁議において最終的に市民憲章を決定する。

### ○告示

市民憲章の制定に係る告示を行う。

## 【3月】

### ○市民憲章の公表

広報そうさ3月号及びホームページにより市民憲章の制定を公表する。

### ○議会報告

市民憲章の制定について、市議会3月定例会に報告する。

### ○市民憲章碑の設置・除幕式

市民憲章碑を設置するとともに除幕式を行う。

### ○市民憲章の印刷物の掲示

市民憲章の印刷物を作成し、パネルにて主な公共施設に掲示する。

### ○記念品の贈呈

応募された中から優秀な作品について記念品を贈呈する。

(※優秀作品の審査は、匝瑳市市民憲章検討委員会において行う。)